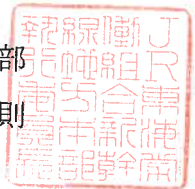


J R 東海労働地発第4号

2021年10月4日

株式会社 スリーエス
代表取締役 天野 健二 殿

J R 東海労働組合新幹線地方本部
執行委員長 杉澤 秀則



団体交渉申し入れ書

本年7月1日より貴社に出向となった佐藤正美組合員に対して、面談の際には説明されなかった勤務指定がされている。また、その勤務指定の内容や労働時間の算定についても多くの疑問点がある。

したがって、下記について団体交渉の開催を申し入れるので、すみやかに団体交渉を開催されたい。

記

1. 団体交渉開催日時について

2021年10月25日までのできる限り早い時期とされたい。

2. 交渉事項について

(1) 7月1日より貴社に出向となった佐藤正美組合員は、出向後に貴社より出向前面談では説明されなかった月間労働時間180時間で勤務日程表を作成するという説明を受けた。そして実際に、7月16日から8月15日の勤務日程表では180時間、8月16日から9月15日の勤務日程表では196時間の勤務指定がされている。

労働基準法第32条の2が定める1ヶ月単位の変形労働時間制においては、「1箇月以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が前条第1項の労働時間を超えない」と定められている。1週間当たりの労働時間は40時間であり、月単位に換算すれば暦日30日の月は171.4時間、暦日31日の月は177.1時間を超える勤務指定を行ってはならないということである。

貴社が 1 ヶ月単位の変形労働時間制を採用し、36協定を締結していたとしてもあらかじめ1ヶ月の労働時間を超えた勤務指定はあきらかに労働基準法違反である。

しかもこのような取り扱いは、組合員だけではなく当該職場の従業員に対して実施されている。貴社の見解を明らかにされたい。

(2) 仮に、貴社の行った勤務指定が正当であるというのならば、労働基準法のいかなる条文を根拠として変形労働時間制の労働時間を超える勤務指定を行い就労させているのかを明らかにされたい。

(3) 貴社の就業規則第7条は、「労働時間は、1ヵ月単位の変形労働時間制を採用し、休憩時間を除き、1ヵ月以内の変形期間を平均して1週間あたり40時間を超えない範囲で、特定の日には8時間、特定の週に40時間を超えて勤務させることができる。(中略)各日各週の労働時間(勤務日程)を事前に明示するものとする。」と規定されている。にもかかわらず、「1ヵ月以内の変形期間を平均して1週間あたり40時間」を超える勤務指定を勤務日程表で「事前に明示」しているのは、就業規則のいかなる条文を根拠としてなされているのか明らかにされたい。

(4) 超過勤務時間の算定において、1ヶ月の総労働時間と、労働基準法あるいは就業規則に定める労働時間との差を超過勤務としているが、変形労働制においては労働時間が超過してしまう場合は勤務日程表を組み直さなければならない。1ヶ月の総労働時間と、労働基準法あるいは就業規則に定める労働時間との差を超過勤務とする算定方法は誤りである。貴社の見解を明らかにされたい。

3. 連絡先について (本件担当者)

J R 東海労働組合新幹線地方本部

執行委員長 杉澤秀則

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

電話 03-3201-0350

携帯電話 090-7183-8390

以上